

## 流山市国民健康保険運営協議会（第2回）会議録

- 1 日 時 平成23年8月22日（月）午後1時15分～
- 2 場 所 流山市役所第1庁舎4階 第1、2委員会室
- 3 招集日 平成23年8月8日
- 4 出席委員  
沖山委員、武笠委員、吉田委員、鶴田委員、椎名委員  
板津委員、中山委員、松本委員、紅谷委員、加藤委員
- 5 欠席委員  
寺田委員、横田委員、鈴木委員
- 6 事務局  
倉田市民生活部長、福島国保年金課長、根本国保年金課長補佐、  
内国保年給付係長、斉藤国保収納係長
- 7 傍聴者  
なし
- 8 議題  
(1) 平成22年度流山市国民健康保険特別会計の決算について  
(2) その他
- 9 配付資料  
(1) 流山市国民健康保険特別会計 平成22年度決算資料
- 10 会議時間 開会 午後1時15分  
閉会 午後2時20分

### 議事内容

（事務局）本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

開会前に配布資料の確認をさせていただきます。

（事務局）只今から、平成23年度第2回流山市国民健康保険運営協議会を開催いたします。開会にあたりまして、会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長) 本日は、平成22年度国保特別会計の決算について、忌憚なくいろいろなご意見をお聞かせいただければ幸いです。

(事務局) 続きまして、市民生活部長からあいさつ申し上げます。

(事務局) 本日はお忙しい中、流山市国民健康保険運営協議会に出席頂きまして誠にありがとうございます。日頃から委員の皆さまには、本市の国民健康保険の運営につきまして、ご支援、ご協力を賜っていますことに対しまして厚くお礼申し上げます。国民健康保険は、加入者においては、高齢者あるいは景気の低迷等により構造的な問題によりまして、本市だけではございませんが、全国的に国保の運営につきましては、厳しい運営を強いられているところでございます。このような中、先程会長のご挨拶にもありましたように、来月の9月議会において審議されます平成22年度国民健康保険特別会計決算につきまして、議会に先立ち審議をお願いします。

(事務局) 協議会の議長は、流山市国民健康保険規則第6条の規定により、会長となっております。会長、よろしくお願いいたします。

(議長) これより議事に入ります。  
ただいまの出席委員は、9名でございます。  
1名が遅れて来るということでございます。  
13名中9名でございますので、過半数の出席ということで、会議は成立していることをご報告します。

(議長) 次に、傍聴者はいらっしゃらないということでございます。

(議長) 次に平成22年度流山市国民健康保険特別会計決算について、議題といたします。事務局より説明願います。

(事務局) 私からは、平成22年度国民健康保険特別会計決算について

ご説明させていただきます。

まず、本日お配りしました資料の1ページをご覧ください。

1の総括ですが、歳入14,146,494,751円、歳出14,113,987,653円で収支32,507,098円となっております。

2の加入者の状況ですが、(1)国民健康保険の加入状況ですが、市内全世帯の37.4%、加入者は26.4%で1世帯当たりの加入者は1.8人となっております。(2)被保険者の内、退職者被保険者が3,041人で割合といたしましては7.5%で一般被保険者の40,695人で割合にして92.5%でございます。3ページの年齢階層別被保険者状況をご覧ください。60歳以上75歳未満の加入者が21,739人で率にして、49.71%で加入者のほぼ半数が60歳以上となっております。1ページに戻りまして、3の歳入につきましては、予算現額14,442,766,000円、収入済額14,146,494,751円で予算に対する収入割合は97.95%です。括弧2の収入済額等国民健康保険料につきましては、保険税は、平成3年度から保険料に変更しておりますが、滞納処分により時効が中断していたもので、今回の8,740円で全て終了いたしました。平成23年度以降の予算から国民健康保険税という款がなくなっております。上から4段目国庫支出金は療養給付費負担金2,710,560,295円が主なものです。これは、療養費の34%が国から補助されるものです。次の療養給付費交付金は、退職被保険者に係る医療費について被用者保険から補てんされるものです。次の前期高齢者交付金につきましては、65歳以上75歳未満の被保険者数に応じ社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度と比較し約354,800千円の増となっております。次ページの(3)保険料(税)収納率等についてですが、現年度及び滞納繰越合計で、調定が5,471,121,414円に対し収入済額が4,029,400,802円で73.65%前年度75.60%と比較し1.95%の減となっております。コンビニ収納を開始し納付環境を整備したことにより現年は、0.08%増となりましたが、滞納繰越分1.66%減により収納率減となったものです。収納率につきましては、千葉県で南房総市・鴨川市に次いで流山市が第3位となって維持しており

ます。4の歳出につきましては、予算額予算現額14,442,766,000円支出済額14,113,987,653円で執行率97.72%です。(2)の支出済額等の保険給付費は、9,738,949,315円で前年比較して545,956,112円の増となっております。後期高齢者支援金1,748,390,590円は、後期高齢者医療制度創設に伴い20年度から負担しているものです。8ページをご覧ください。平成22年度医療給付額の総額、これは、出産育児一時金や葬祭費は含まれていないものです。9,611,564,540円で前年度比5.97%の増となっております。また、一人当たり221,904円で4.74%の増となっております。次ページをお開き下さい。対前年度比ですが、入院が9.3%の増、金額にして343,966,760円の増となっております。医療費全体では、4.7%の増、金額にして510,528,480円の増となっております。1ページにお戻りください。4歳出(2)支出済額の老人保健拠出金ですが、平成20年度から後期高齢者医療制度の創設にともない廃止となった老人医療制度の清算分にかかる拠出金です。続きまして、保険事業費ですが、特定健康診査等事業費117,430,200円が主なもので特定健診受診者12,602人率にして42.2%特定保険指導343人分で率にして20.6%となっております。決算の詳細につきましては、資料の5・6ページに添付しております。以上で決算について説明終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

(議長) 事務局からの説明に対しまして、質問等ありましたらお願いいたします。

(委員) 今回の4ページの外国人の加入状況の資料、私の記録では、初めて出された資料だと思いますけれども、前にもご質問した記録があるのですが、ある外国人の方が重い病気のため高額な治療を受けたというニュースを聞いたものですから、そこでもって外国人の被保険者数は、1.57%と少ない数ですけれども、この内、滞納率がどのくらいか。そして、給付総額がどのくらいなのか。高額療養費の支払いがあるかどうか。分かりましたら教えて頂きたいと思います。

(議長) 事務局からお願いします。

(事務局) 外国人被保険者に関する滞納率、保険給付額総数はどのくらいなのか。また、特定の高額療養費支払い有無についてのご質問について調べましたところ、外国人被保険者686人、ちなみに市民課の外国人登録者数を調べたところ、1,783人でした。平成23年6月現在、滞納繰越者数は、298人で率として43.4%で高い滞納繰越者数となっております。ちなみに滞納額は、29,000,000円程ありました。全体の滞納額の2.4%の割合となっております。外国人の保険給付額総数については、膨大な資料の中からの抽出であるため、把握することはできませんでした。その中で過去1年間において、100万円以上の医療費の支払い該当者は、1名おありまして、約250万円の支払いを行っております。その方の資格取得は、平成15年からで現在も加入中であります。

(委員) ありがとうございます。滞納が結構多いのですが、震災の影響で国に帰ってしまう状況があるのでしょうか。

(議長) 事務局お願いします。

(事務局) 震災の影響は無いと思います。外国人の方の滞納処分として、差押えをやっているのですが、なかなか財産がつかめない。短期2,3年で国に帰ってしまう。非常に厳しい状況になっております。

(委員) そうしますと、出国された方は、被保険者としての扱いは自動的に消えるのか。若しくはこちらで基本的に消してしまうのか。どんな形になるのですか。

(議長) 事務局お願いします。

(事務局) 出国されました方は、こちらで調査を掛けまして、流山市民

ではなくなりますので資格を喪失することになります。

(議長) 他にございますか。

(委員) 外国人加入状況の表ですが、いろいろな国から来ていますが、その他の項目でかなりの人数がおりますが、分かる範囲で結構ですが、どんな国があるのかお聞きしたいのですが。

(議長) 分かりましたらお願いします。

(事務局) その他につきましては、カナダとかイギリスの方とかいます。

(議長) 他にございますか。

(議長) 1 ページにございます、不納欠損額が毎年出ているわけですが、22年度の決算においては、192,286,074円で約2億円近く、今の外国人のような方も含まれていると思われませんが、これは、不納欠損額ですが、収入未済額は、この後どのくらい収納されることになるのでしょうか。

(事務局) 括弧3の収入済額の滞納繰越分251,708,287円この位が毎年入ってくる額となります。

(議長) 不納欠損は、2年経過後ですか。

(事務局) 不納欠損につきましては、国保料の時効が2年となっております。ただ、時効が止まっている分もございます。滞納処分とか誓約を行っている方は、時効が止まっておりますので、止まっている分も含みます。

(議長) 毎年のことながら、必ず欠損が増えていくような気がしますので、今後も引き続きよろしくお願いします。

(事務局) 不納欠損につきましては、毎年増えているとの指摘がありましたが、このなかで、滞納処分をやっております。滞納処分の中で調べていきますと、預金や財産もないため滞納処分ができるものも何もない方、まして差押えをしてしまうと生活苦に陥ってしまうような方もおります。こういう方については、滞納処分の一環といたしまして、執行停止といたします。執行停止によりまして、時効を迎えて不納欠損になっていくこととなりますので、やむを得ないという面もありますし、また、とれないものを取ってしまうと還付加算金をつけてお返ししなければならないこととなりますので、避けたいということで、やむを得ず不納欠損処理をしたいと思っております。

(議長) 他にありませんか。

(委員) 8ページの資料なのですが、高額療養費の平成22年度の伸び率が昨年度に比較してかなり高くなっているのが気になるのですが、高額療養費の内、病院によっては、いろんな検査を実施しているのではないか、そのところをレセプトチェックで変な検査を行っていないか、そういうレセプトチェックの項目があるのかどうか、レセプトチェックの内容をお聞かせ下さい。

(議長) では事務局お願いします。

(事務局) レセプトに関しては、私どもと国保連合会と2回チェックしております。チェックの中で縦覧点検といたしまして、3カ月分を並べて必要の無い検査を行っていないかを確認したうえで、もし必要のない検査を行っている場合には、レセプトを還付して頂く手続きを行っております。

(委員) チェックの結果、還付をしていただいた分もかなりあるということですか。

(事務局) 行政報告の中で報告させて頂いておりますレセプト点検事業の資格点検ですが、これは、国民健康保険を使っているのですが、被保険者が社会保険に変わっても、そのまま病院で国保を使ってしまうという件数が1,989件、36,265,000円です。次に先程申し上げた内容点検が、3,783件、金額にしまして15,479,000円の過誤調整を行っております。

(議長) 結構な数字となっておりますね。  
他にいかがですか。

(委員) 先程の保険給付費でございますけれども22年度に比較して、545,000,000円増えているということですね。これは、だいたい保険給付費というのは、これ位増えるものなのでしょうか。それとも、平成22年度は、特別な要因があって増えたものなのですか。

(議長) それでは、事務局お願いします。

(事務局) 保険給付については、昨年度と比較して単価自体が上がっております。それと医療機関に係る方が増えたということです。

(委員) 特別な病気があってということではないのですね。

(事務局) 特に病気で増えたということはないです。このように少しずつ増えている状況です。予算が100億円あって1%増えたとしても1億円、5%増えたとして5億円になります。大変大きな額となっております。

(委員) 保険給付の増加についてお聞きしたのは、保険料は、146,000,000円減っている。加入者を見ると加入者は増えている。滞納率は、そんなにも増えていない。これは、所得が減っているからですか。



(事務局) 調定額自体が下がっているという訳です。これは、軽減割合が6割、4割から7割、5割、2割に拡大しました。軽減に該当した方が全体の29.4%おりました。それと所得が減ったということです。

(委員) 最後にもう1点いいですか。そうしますと、入る方が減って、出ていく方が増えていくという、この傾向が続くと赤字が更に増えていくと、これはそういうふうに見ておられるということですか。

(議長) 見通しも兼ねて事務局の方でどのように考えておられるかお願いします。

(事務局) 前期高齢者交付金が増えてきています。それから退職医療の関係でそちらの方から来る療養費交付金をたよりにやっているところです。市の方の繰入金も入っております。繰入を入れてやっておりますが、市の財政も厳しい状況で運営を強いられているのも事実です。

(委員) 先程外国人の被保険者686人中、滞納繰越者数298人、率として43.4%で、それは約半分近く滞納している訳です。それは、どこの市町村でもこういった外国人がいるらしいです。なぜかというのと、市町村によって取り立てが難しい、また経済面においても難しいものもあるのですが、あまりにも数字が半分近く滞納していると、これは大きな許し難いということが言えるのではないのか。払えなくなると、緩やかな市町村に転出する人も聞くに及んでいる。ここは厳しいからここに住むには難しいと他の市町村に行けば比較的緩やかだと、いうように転々と居住を変えらるというようなことを聞き及んでいるのですが、流山市は、収納率についても前向きに積極的に色々な諸策をやって、先程県内で収納率が3番目だこのような状況ですから、相当厳しくやっているとは思いますが、今後の取り組みについてお伺いしたいのですが。

(議長) 事務局で、お答えをお願いします。

(事務局) 確かに委員さんが言いますように、外国人の差押えに関しま

しては、他の市町村とお話する機会もありますが、非常に難しいと、私達が財産調査をやっているのは、すべて日本の銀行ですが、外国人の方ですと外資系の銀行を使っております。たとえばブラジル銀行とかそういうところから送金してやっているものですから、なかなか財産自体が何処にあるのかつかめないというところが正直な現状です。私達は、日本人、外国人と区別はしていないのですが、やはり使っている口座も違うし、不動産を持っている外国人も少ないです。そういったことで後手に回って、そのうちに帰国してしまうという例があります。ですから、流山市でも滞納強化としてやっていきたいのですが、現状としては、そのような状況となっているということです。

（議長）大変難しいようですが。他にございませんか。  
今日は、議題として載っているのは、この決算についてございますが、もし、これ以上ご質問がないようであれば運営協議会といたしましては、この決算書について承認するというご異議ございませんでしょうか。

（委員全員）意義なし。

（議長）ご異議なしと認めます。

（議長）その他、事務局からございますか。

（事務局）その他としての議題はありませんが、運営協議会委員の任期が本年9月30日までとなっておりますが、引き続き皆様方のご協力をお願いいたします。

（議長）その他、何かございませんか。

（委員）別件ですが実は、松ヶ丘に住んでおまして、松ヶ丘自治会というのが1,000世帯強あります。区割りができまして、たまたま私は、順番で当番になっておりますが、常任委員会というのが年7,8回

やっております。たまたま先月に常任委員会がありまして、震災がらみでもって流山市の防災担当室の方が来られて説明頂いたのですが、中身は防災対策や建築関係が主体だったのですが、たまたま被災地から自治会の方に親族とかそういう方が避難されている方がいらっしゃるかどうかという問いに約45人から46人の出席のうち6人から7人位の方が家に避難していると、こういうことだったのです。すごい率ですよ。確か前回のお話ですと2百何十名と伺っていたのですが、というのは、市の方から見ると住民票の異動があれば、こちらに来ているはつきりするのでしょうか、住民票の異動がなければそういったことが分からない。言いたかったことは、被災地の方の窓口負担が問題となります。ということは、越されている方がご存じあるのかと思ひまして、自治会の方に行きまして、前回頂いた資料を配ってこういう制度がありますと、詳しいことは、国保年金課へ聞いて下さいと言って回したのですが、それで市としてももう少しアピールした方がよろしいのではないかという気がしましたのですが、如何でしょうか。

（事務局）被災地から転入された方の現状を申し上げますと、被災地から転入されてきた人に対して、市民課の窓口へ私どもの資料を配布いたしまして、転入して来た方は、こちらの方に登録してくださいということで、登録の申請書を差し上げているところです。そのうち国保に加入した方は、概ね被災地から転入された方ですかとお伺いしております。被災地といっても我孫子であったり浦安からの転入であったりですが、ごく限られた地区の被災地もございしますので、すべて把握しきれないところがあります。ちなみに私どもの被災地から転入されて一部負担金の減免というものがあります。市で証明書を発行した枚数は、全部で12名分内2名が社保に加入されましたので、現在のところ10人でございます。

（議長）もう一つ質問があるかと思いますが。

（事務局）住民票を流山に移さないで、そのまま被災者の方が当市に住んでいる方がいらっしゃいます。その方達の把握については、民生委員

にお願いしまして地区を回っていただきまして、何人いるか。それは、先程言いましたように二百何人。それについては、県を通して被災地の福島県とか宮城県、岩手県等から来ている方達が、今後補償金ですとか国民健康保険、固定資産税ですとか減免の手続き等があるのですが、被災地では把握することができないということで、千葉県や埼玉県すべての都道府県を通して、被災されている方達を把握してくださいと依頼がありました。私たちは把握して、その方達の同意を得て、この情報については、仮に福島県なら福島県へ送ってよろしいですかと同意をもらって、そういう形で世帯毎に作った表があります。それを元にして国からこういう制度があります。先程言った国民健康保険の免除の話とかあるいは貸し付けの話とかそういう冊子が来ております。それについては、国の方から部数が最初来なかったのですが、それを市役所とか公民館だけでは見られないと、私どもは、だいたい世帯として100世帯なかったものですから、国にお願いして100部送っていただいて、私どもが把握している市内の避難されている方達に直接、冊子を提供しております。

（委員）それで結構ですけど、ただ、こないだ来られた防災対策室の説明で、国保の取り扱いがそういうことの話が一切なかったのですね。これが極めて残念です。ですから、市ですからいろんなセクション、セクションで漏れちゃうのは、やむを得ないとは思いますが、そこは、部長のご尽力でもってせつかくそういう対策室で、各自治会に説明されていると思いますので、その時には、こういう話をいれてくると、言うのを是非お伝えいただければと思います。

（議長）まだまだ、被災者が流山に転入されて来ることが考えられますので、是非お願いしたいと思います。

では、他にございませんね。

では、これで終わりにしたいと思いましたが、先程ご説明がありましたけれど、9月30日で任期が終わるということですので、この運営協議会も最後ということですのでよろしい訳ですよ。最後になりますので、皆さんどうもありがとうございました。

事務局の方から他にはありますか。

（事務局）今、会長の方から話がありましたように、平成21年10月から2年間に渡りまして、流山市の国民健康保険事業全般につきまして、ご協力を頂きまして誠にありがとうございました。ここで10月から新たな委員さんになるわけですが、できましたら皆さん方のご協力を引き続きお願いしたいと思います。私どもといたしましても、国民健康保険の健全かつ適正な運営には、今後とも当然、尽力を尽くしていく訳ですが、制度を堅持していくためには、ますます財政的に大変となると思います。これにつきましても引き続き皆様方のご協力をお願い申し上げます。長い間ありがとうございました。

（議長）では、以上を持ちまして平成23年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会といたします。

この会議録は真正であることを認め署名する。

流山市国民健康保険運営協議会会長